

鳥インフルエンザ対策に関する緊急要望

我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生は、関係の農家や業界だけでなく、国民に大きな不安と衝撃を与えております。

同病が発生した関係の府県及び市町村は、関係機関との連携のもとに、まん延防止のための防疫措置を実施する一方、諸対策を講じているところでありますが、この問題については、まん延防止のための対策の強化と関係の農家をはじめ国民の不安解消が何よりも重要と考えます。

よって、国におかれては、国民の健康と食の安全を守るとともに、養鶏農家や関係業界の経営の安定をはかるため、特に下記事項について早急に効果的な措置を講じられるよう強く要望します。

記

1．防疫体制の強化

感染ルートの早期解明をはかるとともに、ワクチンの開発と確保をはかること。

食鳥のみならず野鳥を含め、疑わしい事例の早期通報及びウイルス確認検査等の迅速化のための体制の確立を早急にはかること。

ウイルスの我が国への侵入を防止するための輸入検疫体制の強化をはかること。

近隣の鳥インフルエンザ発生諸国に対する防疫面での技術支援を含め諸外国との連携強化をはかること。

2．人への感染防止対策や風評被害防止対策に万全を期すとともに、国民に対するきめ細かな広報に努めること。

3．移動制限等により直接影響を受けた養鶏農家や関係業者への十分な救済措置を講じるとともに、養鶏農家の野鳥侵入防止対策を含めた防疫や経営安定等に対する支援措置を講じること。

4．都道府県及び市町村が行う対策に要する経費への財政支援措置を講じること。

平成16年3月15日

全国町村会長
山本文男